

令和5年4月6日

保護者等 各位

函館工業高等専門学校
事務部学生課学生係

令和5年度 授業料減免申請（災害／高専機構内独自制度）の受付について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり受付を行いますので、申請を希望する方は、期限までに申請願います。

記

(1) 受付区分

災害等による特別な事由

(2) 申請受付期間

前期分 令和5年4月 6日（木）～ 4月19日（水）

後期分 令和5年9月11日（月）～ 9月15日（金）

(3) 対 象

全ての学生

ただし、次のいずれかに該当する者

1) 学資負担者が死亡した場合

※事由発生日は、授業料各期の納付期限前6ヶ月以内であること。

2) 学生若しくは学資負担者が風水害の災害を受けた場合

※事由発生日は、授業料各期の納付期限前6ヶ月以内であること。

※新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を含む(注)

注) 以下2点を満たすこと。

1) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（以下参照）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。

2) 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内であること。

<参考 公的支援の受給証明書の例示（日本学生支援機構 HP）>

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

<提出書類>

- 1) 令和5年度授業料免除申請書
- 2) 家族状況等申告書（「はい」を選択した場合に必要な書類を含む）
- 3) 所得証明書（市区町村発行）
※令和5年度分であること。
※合計所得金額，課税標準額，市民税・県民税額，所得控除の内訳が記載されたもの。
→令和5年6月以降に発行可能となるため、前期分申請者におかれては別途、提出時期について連絡しますので、4月19日〆切の時点では、1) 2) 4) の書類のみ提出願います。（後期分申請者は、1)～4) の書類を全て揃えて受付期間内に申請願います。）
- 4) 住民票（世帯全員分）の写し
- 5) **新型コロナウイルス感染症の影響による申請の場合**
 - 1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった場合における公的支援の受給証明書
※公的支援の受給証明書を提出できない場合には、その理由と、家計急変の事由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるということの2点を記載した保護者からの申立書（様式自由）
 - 2) 家計急変後における直近6ヵ月間の給与明細等
 - 3) 家計急変前における直近6ヵ月間の給与明細等

<参考：学内選考基準>

○家計基準

→本人の属する世帯の総所得金額が、高専機構の定める基準額以下であること。

※家族構成等により異なります。

目安) 4人家族（会社員の父、パート勤務の母、高専生本人、高校生の弟）

世帯年収 約350万円程度 → 全額免除

世帯年収 約450万円程度 → 半額免除

○学力基準

→不問

※申請希望の場合は、事務部学生課学生係へお申出願います。

家庭状況の聞き取りと、申請書の配付を行います。